

令和 8 年 7 月 31 日

報道機関 各位

「令和 8 年熊本地震災害義援金」の受付について

標題の件につきまして、令和 8 年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」で被災された方を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けます。お寄せいただいた義援金は、全額を被災地の義援金配分委員会にお送りいたします。

つきましては、貴報道機関を通じて県民の皆さまにご周知賜りますよう、何分のご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 名 称 令和 8 年熊本地震災害義援金

2 受付期間 令和 8 年 7 月 31 日(金)～令和 8 年 10 月 30 日(金)

3 受付場所

①直接お持ちになる場合

日本赤十字社香川県支部

〒760-0017 高松市番町一丁目 10 番 35 号 香川県社会福祉総合センター5 階

TEL : 087-861-4618 <受付時間 8:30～17:10 (平日) >

②銀行振込をされる場合

取扱口座 百十四銀行 本店営業部 普通預金 0562968

香川銀行 本店営業部 普通預金 1816914

口座名義 「災害義援金日本赤十字社香川県支部長 池田 豊人」

※百十四銀行及び香川銀行の本店・各支店窓口に設置してある日赤災害義援金・救済金専用振込用紙をご利用の場合、振込手数料は免除されます。

※振込用紙の寄付の名称欄に「令和 8 年熊本地震災害義援金」とご記入ください。

③郵便振替をされる場合

口座記号番号 00190-3-605956

口座加入者名 「日赤令和 8 年熊本地震災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8 熊本地震義援金」

※振込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能です。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 義援金の配分

この災害義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

《連絡先》

日本赤十字社香川県支部 総務課 福山 (ふくやま)

高松市番町一丁目 10 番 35 号 香川県社会福祉総合センター5 階

TEL : 087-861-4618